

不当労働行為は許さない！ 職場からのたたかいで押し返そう！

JR東海で発生した「つぼ八事件」は
勝利するまでに16年かかりました。

不当労働行為救済命令取消請求事件（通称「つぼ八事件」）とは、JR東海労の結成間もない1991年に「居酒屋・つぼ八」で、助役が組合員に対して脱退懲慥と分会活動への支配・介入を行った不当労働行為を労働委員会に救済申立を行いました。そして16年間闘い抜いた結果、最高裁で勝利判決が下されましたが、その判決内容は、本社に「謝罪文」を出させるというものでした。

JR東海労の仲間は、不当労働行為をされた本人と仲間がその場で会社とたたかえば、その組合員に対する不当労働行為は止まると言っています。

そして、その場合、第三者機関に依存するのではなく、重要なのは不当労働行為を跳ね返す闘いをどれだけ職場の中でつくり、不当労働行為に負けず組織をどれだけ強化できるかが勝負だと語っています。

仲間を守るために、勇気を持って
仲間と共に職場ですぐに抗議しよう！



報^告・連^絡・相^談で職場から
不当労働行為を跳ね返そう！